

監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 7年 2月 6日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

目 次

1. 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団 1
(四日市市市民交流会館、市民生活部 市民生活課)

2. 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団 7
(四日市市文化会館・四日市市茶室・四日市市三浜文化会館、
シティプロモーション部 文化課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
市民生活部 市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査対象年度 令和5年度
- 4 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和7年1月10日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
代 表 者	理事長 小林 長久
住 所	四日市市本町9番8号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市市民交流会館	
所 在 地	四日市市本町9番8号	設置年月：平成8年3月
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指 定 管 理 料	0円（利用料金収入2,592,590円）（令和5年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 （令和5年度）	収 入	2,592,590円
	支 出	3,528,211円
	収 支	△935,621円
利 用 実 績	年間利用者数 令和3年度 14,551人 令和4年度 16,487人（前年度比 1,936人増） 令和5年度 21,494人（前年度比 5,007人増）	

3 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、施設への入場の制限その他使用許可に関すること。
- イ 施設の利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ウ 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	3,455,000	2,592,590	△862,410
指定管理料	0	0	0
収入計	3,455,000	2,592,590	△862,410
人件費	2,303,000	2,516,864	△213,864
消耗品費	30,000	10,489	△19,511
印刷製本費	20,000	23,100	3,100
通信運搬費	53,000	52,860	△140
保険料	14,000	13,620	△380
委託料	554,000	603,464	49,464
その他	293,000	203,342	△89,658
一般管理費	157,000	104,472	△52,528
支出計	3,424,000	3,528,211	104,211
収支	31,000	△935,621	△966,621

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

- (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
- (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク
- (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管部局【市民生活部 市民生活課】

- (1) 指定管理者の指定におけるリスク
- (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

- ◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設や設備の保守点検や清掃、警備といった業務は、市民交流会館のある本町プラザの建物全体について市の財政経営部管財課が業者に委託しており、指定管理業務には含まれていない。市の貸与備品などについては、定期的の実査、確認を行っている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われな いリスク

- ◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理期間開始当初、消費税率の引上げに伴う利用料金額の変更及び利用料金の還付額の決定に際し、四日市市市民交流会館条例施行規則第9条第1項並びに第12条第1項及び第2項の規定に基づき適正な事務処理が行われていた。

施設の使用許可についても、同条例施行規則第7条第1項に規定された手続きが行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われ ないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設管理業務に係る費用においては、指定管理業務における費用、すなわち1階及び2階の貸館に係る光熱費等は本町プラザの建物全体を所管する管財課が負担しており、団体としての事業にかかる光熱費等とも区分されている。また、利用料金収入は団体としての業務の経費とは明確に分けられており、所管部局による内容の確認を受けている(指定管理料の収入はない)。ただし、収入した利用料金とつり銭について別々の現金出納簿で管理されており、つり銭の出納簿には毎日、確認印が押されているが、利用料金の出納簿には確認印が押されていなかった。

意見

収入した利用料金とつり銭について別々の現金出納簿で管理されており、つり銭の出納簿には毎日、確認印が押されているが、利用料金の出納簿には確認印が押されていなかった。現金出納簿を一本化して管理しやすくするなどし、毎日の業務終了後に責任者が確認を行うことが望ましい。

【市民生活部 市民生活課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の選定については、平成30年度において、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項に基づき公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

- ◆応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会が与えられていると考える。ただし、平成18年度の指定管理者制度導入以降これまでずっと当該団体のみ応募である。(応募団体1者)

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、業務の履行確認を行っている。ただし、基本協定書第34条に規定されている、毎会計年度が終了する3月31日に提出を受けることとなっている管理業務完了届等が提出されていない、仕様書に規定されている業務日誌が作成されていない等の状況がみられた。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき行っている。

指 摘

基本協定書に規定されている管理業務完了届や保険証券について、市への提出や提示が規定通り行われていない、仕様書に規定されている業務日誌及び収支経理簿が作成されていない等の状況が見受けられる。協定書等をあらためて点検し、確実な事務処理を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

① 適正な事務処理について【合規性の視点】

基本協定書に定められている業務日誌や収支経理簿等の作成、管理業務完了届の提出及び保険証券の提示などについて、規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。

② 事業報告書の記載誤りについて【合規性の視点】

指定管理者である団体の活動すべてをまとめた事業報告書に記載されている、当該指定管理の利用料金収入について、令和6年3月末時点で未収となっている金額が含まれておらず、他の資料と不一致となっていた。事業報告書は決算の根拠資料でもあり、記載を改めるとともに、正確な記載を行えるようチェック体制の強化を図ること。

意 見

利用促進のための取り組みについて【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となった令和5年度は、コロナ禍よりは利用者数が増加したものの、利用料減免対象となる地域団体などの利用が多く、利用料金収入は実施計画を大幅に下回った。収支がマイナスであることや、利用率の低い会議室二室を貸館廃止としたことなどから、令和6年度からは指定管理料を支出しているとのことである。和室の一室を椅子式に変更して利用しやすくすることで利用者数の増加がみられるなど、努力の成果もうかがえるので、引き続き、利用促進の策を研究すること。

【市民生活部 市民生活課】

意見

指定管理のメリットやデメリットについて【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

指定管理者制度導入後、現在に至るまで、応募団体が1者のみである現状を鑑み、指定管理であるから実施できたことや得られた効果、利用者サービス向上への寄与などのメリット、またデメリットも整理し、真に指定管理者制度の継続が最適であるのかあらためて検討すること。

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団・市民生活部 市民生活課】

意見

① 指定管理業務の一部再委託について【合規性の視点・有効性の視点】

ア 基本協定書第17条第1項には、管理業務の全部又はその主たる部分の再委託の禁止がうたわれ、ただし書において、一部については市の事前承諾を得て再委託可能であると規定されている。当該指定管理においては、平日の16時30分以降と昼休み及び土日祝日の受付業務については、市民交流会館が設置されている本町プラザの総合管理委託事業者に委託しており、その業務内容は規定の範囲内とのことであるが、今後も、一部再委託を行うにあたっては、規定を遵守し、指定管理業務として安定した管理運営体制を堅持すること。

イ 団体の職員から再委託先業者の従業員に業務を引き継ぐ際のリスクも想定して手順をマニュアル化するなど、再委託にはリスクもあることを十分認識しながら業務に支障のないように注意し、業務の最終的な責任は委託元である指定管理者、ひいては市にあることを常に意識して管理を行うこと。

② 指定管理の重要な意思決定について【有効性の視点】

令和6年度から、貸館対象会議室の減少による、指定管理対象施設の範囲の変更が行われている。財政経営部行財政改革課主導のもと、施設所管課も含め検討した結論とのことであるが、所管課や指定管理者にその意思決定文書等が保管されていないのは適切でない。所管及び管理運営施設の重要な意思決定については、主体的に検討し、その過程や結論を文書で保管して所管課及び指定管理者内でも十分に情報共有すること。

③ 避難所としての役割について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

本町プラザの2階以上は災害時の避難所に指定されており、その一部に市民交流会館の2階も含まれる。危機管理統括部危機管理課や、本町プラザの建物全体を所管する財政経営部管財課など関係部局等との情報共有に努め、災害時の円滑な対応が可能な連携体制を整備すること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
シティプロモーション部 文化課(指定管理に関する事務の所管所属)
- 3 監査対象年度 令和5年度
- 4 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和7年1月10日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
代 表 者	理事長 小林 長久
住 所	四日市市本町9番8号

2 指定管理の内容

※令和5年度においては、四日市市文化会館及び四日市市茶室は一体の指定管理業務として協定締結されており、四日市市三浜文化会館は単体で指定管理業務の協定が締結されている。

施 設 名	①四日市市文化会館 ②四日市市茶室	
所 在 地	①四日市市安島二丁目5番3号 ②四日市市鶴の森一丁目13番17	設置年月：①昭和57年8月 ②平成6年7月
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指定管理料	281,338,713円(令和5年度)	
指定管理に係る収支状況(令和5年度)	収 入	421,262,797円
	支 出	428,960,608円
	収 支	△7,697,811円

利 用 実 績	年間利用者数 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限及び利用停止あり。令和4年度も同様に利用制限あり。
	① 令和3年度 205,292人
	令和4年度 333,691人(前年度比 128,399人増)
	令和5年度 376,916人(前年度比 43,225人増)
	② 令和3年度 5,652人
	令和4年度 9,856人(前年度比 4,204人増)
令和5年度 10,155人(前年度比 299人増)	

施 設 名	四日市市三浜文化会館	
所 在 地	四日市市海山道町一丁目 1532-1	設置年月：平成28年12月
指 定 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指定管理料	77,000,000円(令和5年度)	
指定管理に係る収支状況(令和5年度)	収 入	90,357,048円
	支 出	89,494,203円
	収 支	862,845円
利 用 実 績	年間利用者数 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限及び利用停止あり。	
	令和3年度	58,575人
	令和4年度	84,159人(前年度比 25,584人増)
	令和5年度	98,681人(前年度比 14,522人増)

3 指定管理の業務範囲

- ア 各施設の使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、施設への入場の制限その他使用許可に関すること。
- イ 各施設の利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ウ 各施設及び附属設備の維持管理に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

【四日市市文化会館・四日市市茶室】

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	91,921,000	91,291,110	△629,890
指定管理料	266,523,000	281,338,713	14,815,713
入場料等収入	25,931,000	18,558,278	△7,372,722
広告収入	3,689,000	3,233,500	△455,500
刊行物販売収入	50,000	121,500	71,500
食堂使用料等収入	1,341,000	1,793,324	452,324
呈茶料収入	3,060,000	3,067,446	7,446
友の会会費収入	800,000	562,000	△238,000
補助金収入	23,830,000	20,999,572	△2,830,428
雑収入	100,000	297,354	197,354
収入計	417,245,000	421,262,797	4,017,797
人件費	108,565,000	109,588,212	1,023,212
消耗品費	6,044,000	5,543,697	△500,303
消耗什器備品費	1,430,000	656,380	△773,620
燃料費	129,000	124,762	△4,238
印刷製本費	940,000	753,860	△186,140
光熱水費	35,408,000	53,100,810	17,692,810
修繕料	10,100,000	10,184,380	84,380
通信運搬費	1,675,000	1,354,332	△320,668
広告料	100,000	54,500	△45,500
手数料	188,000	108,200	△79,800
保険料	1,002,000	1,081,900	79,900
委託料	132,796,000	134,053,336	1,257,336
賃借料	5,086,000	4,872,595	△213,405
その他	12,830,000	11,045,358	△1,784,642
委託・提案事業費	84,474,000	83,561,591	△912,409
一般管理費	15,963,000	12,387,553	△3,575,447
支出計	417,245,000	428,960,608	11,715,608
収支	0	△7,697,811	△7,697,811

【四日市市三浜文化会館】

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	10,450,000	10,594,440	144,440
指定管理料	77,000,000	77,000,000	0
委託・提案事業収入	500,000	682,315	182,315
受取補助金	1,500,000	1,500,000	0
雑収益	10,000	580,293	570,293
収入計	89,460,000	90,357,048	897,048
人件費	31,215,000	30,602,662	△612,338
消耗品費	800,000	331,713	△468,287
燃料費	55,000	32,922	△22,078
印刷製本費	250,000	180,120	△69,880
光熱水費	6,298,000	6,385,159	87,159
修繕料	2,148,000	2,223,925	75,925
通信運搬費	243,000	222,377	△20,623
広告料	0	11,000	11,000
手数料	10,000	4,950	△5,050
保険料	559,000	506,550	△52,450
委託料	35,574,000	35,802,246	228,246
賃借料	682,000	470,067	△211,933
その他	3,844,000	3,107,463	△736,537
委託・提案事業費	7,618,000	7,469,033	△148,967
一般管理費	164,000	2,144,016	1,980,016
支出計	89,460,000	89,494,203	34,203
収支	0	862,845	862,845

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

- (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
- (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク
- (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管部局【シティプロモーション部 文化課】

- (1) 指定管理者の指定におけるリスク
- (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

(3) 指定管理料の算定及び支出の手續におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

電気・機械設備等定期点検、消防用設備等の点検といった法定点検、館内施設の保守点検、清掃、修繕が必要となった箇所への対応等を適宜実施し、協定書等で定められた義務の履行についても確実にしている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われな いリスク

◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手續が適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項、四日市市茶室条例施行規則第9条第2項及び四日市市三浜文化会館条例施行規則第9条第2項の規定に基づき各々適正な事務処理が行われていた。

施設の使用許可についても、各同条例施行規則第7条第1項に規定された手續が行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられており、所管部局においても内容の確認は行われていた。

【シティプロモーション部 文化課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市市文化会館及び四日市市茶室は平成30年度、四日市市三浜文化会館は令和2年度、それぞれ四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号に基づき公募によらない特定した候補者として、指定管理者選定委員会の審査の結果、当該団体が指定管理者に選定されている。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、業務の履行確認を行っている。ただし、四日市市文化会館・四日市市茶室の指定管理業務に係る事業報告書の提出期日の定めについては、基本協定書第33条では毎会計年度終了後30日以内となっている一方、仕様書では同45日以内となっており、齟齬がある。実際の受理日は令和6年5月13日であり、30日を過ぎていた。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき行っているが、四日市市文化会館のモニタリングレポートにおいて事業収支の収入額の一部に記載誤りが見られた。また、令和5年度に行った、新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度分精算の記述が、四日市市文化会館のモニタリングレポートにのみ見受けられ、茶室分について触れられていなかった。

指 摘

指定管理者による保険証券の市への提示、四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間について不備が見受けられ、市の指定管理者への指導監督が十分でないといえる。協定書等をあらためて点検し、規定に則った業務を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。また、市のモニタリングレポートの記載誤りも見られた。トップの強いリーダーシップにより適正なチェック体制の構築に取り組み、確実な履行確認や事務処理に努めること。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

- ◆ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定しているとのことである。

指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

適正な事務処理について【合規性の視点】

保険証券の提示や四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間などについて、基本協定書の規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。

意 見

- ① 施設間の連携について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】
令和6年度から、当該3施設をまとめて一つの指定管理業務委託としている。もとより同一の指定管理者が管理業務を行ってはいたものの、協定の一本化の利点を活かし、より一層の連携強化を図ることで、効率化や利用者の利便性向上に資すること。
- ② 芸術文化に触れる機会について【有効性の視点】
小中学生が質の高い芸術文化に触れる機会を設ける取り組みを継続して提案されている。こういった機会保障は当該指定管理業務における重要な業務であることからさらなる事業の充実を図ること。
- ③ 指定管理者制度の効果的な活かし方について【有効性の視点】
ア キャッシュレス決済については、令和7年10月稼働予定の全庁的な新予約システムの機能の一部として導入される予定であるため、その活用を検討しているとのことである。実現後は、利用者サービス向上、現金事故のリスク減少に寄与すると思われるので、積極的に取り組むこと。

イ デジタル技術の活用など含め、民間の知識や技術を活かして、指定管理者制度ならではのより先進的な手法も取り入れて事業展開に取り組むこと。

④ アートディレクターの活用について【有効性の視点】

文化事業に精通したアートディレクターを市から配置されたことは大きな支援策と捉え、特定による指定管理者としてさらに幅広く効果的な事業展開を行えるよう努めること。

【シティプロモーション部 文化課】

指 摘

修繕料の経費負担について【合規性の視点】

修繕料の経費負担区分については、100万円以上の場合は市負担、100万円未満の場合は指定管理者負担とすることが基本協定書に規定されている。しかし、100万円を超え市が負担すべきWi-Fi改修工事費（1,628,000円）を、所定の手続きをとらず指定管理者に負担させた。今後は、規定に則った確実な事務処理についてあらためて所管課で徹底すること。

意 見

① 三浜文化会館の多目的ホールの冷暖房設備導入について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

多目的ホールへの冷暖房設備導入については、市の総合計画中間見直しの結果によるとのことである。昨今の夏の猛暑を考慮すると、早急に必要な対応を行い利用環境の向上につなげること。

② 徹底した内部事務管理を可能にする人員体制の確保について【有効性の視点】

協定書や仕様書に沿った事務処理が行えていないものが散見され、内部事務管理の不備は、所管課の人員体制が十分でないことも原因の一つであるとの説明があった。総務部人事課への人員配置の要望を行うとともに、利用者が安心できる内部事務管理に努めること。

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部 文化課】

意 見

事業継続のための取り組みについて【有効性の視点】

ア 令和5年度の四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理業務においては、支出額の縮減に努めてはいるものの支出が収入を上回っている状況である。事業継続のためには、利用促進につながる事業に取り組む上で、特定により指定された団体にふさわしい特長を発展させること。併せて、市としても適正な指定管理料の算定に努めること。

イ 特に茶室については赤字の割合が比較的大きい。子どもの教育に、茶道をはじめとする日本文化を通じた精神修養が大いに資する好例を発信することで、活動を支援する企業や団体等の参画も掘り起こすなど、一層の利用促進に取り組むこと。